

東武動物公園年間パスポートシニア入園パス会則

1. (名称)

本会は、東武動物公園年間パスポートシニア入園パス（以下本会）と称します。

2. (目的)

本会は、年間を通じて余暇を東武動物公園で快適に、また充実したレジャーライフをエンジョイしていただくとともに、緑や動物とのふれあいにより、生活に健康的なよろこびを作り出すことを目的とします。

3. (事務局)

本会の事務局は東武動物公園内に置きます。

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀110番地

東武動物公園年間パスポートシニア入園パス事務局

電話番号 0480-93-1200

FAX番号 0480-92-2694

4. (会員)

本会の会員は次のとおりとします。

イ) 60歳以上の個人会員

ロ) イ) と生計を同一にする配偶者

5. (入会)

- (1) 本会への入会はいつでもできます。
- (2) 入会をするには、本人の年齢が確認できる書類をご提示いただきます。
- (3) 入会をするには、入会金を入会申込書に添えて納めていただきます。
- (4) 登録後の名義変更はできません。
- (5) 入会金は理由の如何にかかわらずお返しできません。
- (6) 会員には会員証を交付します。(記名本人・写真添付)
- (7) 会員証は他人に貸与、譲渡等はできません。
- (8) 盗難・紛失時は、所定の手続きのうえ会員証を再発行いたします。ただし再発行手数料を申し受けます。

6. (利用範囲)

- (1) 会員の有効期限は入会の日より1ヶ年間で、期限外の使用はできません。
- (2) 会員証の提示によりご入園いただけます。
- (3) 会員証の提示によりライドパスを定価料金から割引価格で購入できます。
- (4) 継続の場合、有効期限の3ヵ月前から期限日まで10%割引にて受付致します。

7. (定休および臨時休園等)

(1) 別に定めるとおりです。

(2) 天候、災害、その他の理由で臨時休園および営業時間の変更をすることがあります。

8. (届出事項の変更)

住所等に変更があった場合は、速やかに事務局へご連絡をお願いいたします。

9. (会則の変更)

本会則を変更する必要があるときは、予告なしで変更する場合があります。

この場合会員には変更事項を通知いたします。

10. (会員資格の取消し)

本会則に違反した場合、または本会の秩序を著しく乱し、名誉を傷つけた場合、あるいは何らかの理由により、会員として不相当と判断された場合は、有効期限内であっても会員の資格を取消しさせていただくことがあります。

11. (付 則)

本会則に定めた以外の事態が生じた場合は、事務局で最良と判断した方法で処理いたします。

2017年3月1日改定